

栗井小学校いじめ防止基本方針（令和2年度 改訂版）

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、児童の生命、身体又は財産に重大な危険を生じさせるおそれのあるものです。

しかし、いじめはどの学校でもどの子どもにも起こり得ることから、本校においては、ここに定める基本方針に従って、いじめへの対応を組織的に取り組みます。

【第1】 いじめ防止等に向けた基本的な方針

① いじめの未然防止

児童が、安心して学校生活を送ることができるよう、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりに努めます。

また、「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、全校児童がいじめを自分たちの問題として考えられるように指導し、傍観者を生まない集団づくりに努めます。

特に配慮が必要な児童については、日常的に、その児童の特性を踏まえて適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行います。

② いじめの早期発見

日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化を見逃さないように努めるとともに、教職員相互の積極的な情報交換により情報を共有します。

たとえ、些細な兆候でも、いじめではないかと疑いを持って、全職員でいじめを認知することに努めます。

③ いじめへの早期対応

いじめを認知した場合には、特定の教職員で抱え込まず、組織的に対応します。被害児童を守り通すとともに、毅然とした態度で加害児童を指導します。教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て対応します。

④ 重大事態への対応

重大事態が発生した場合は、すみやかに観音寺市教育委員会に報告し、その事態に対処するとともに、再発防止に努めます。

⑤ 教職員の指導力の向上

すべての教職員のいじめの対応に係る指導力向上を図るため、校内研修を行います。

【第2】 いじめ防止等のための組織

本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「栗井小学校いじめ防止対策委員会」を設置します。

<構成員>

校長、教頭、生徒指導主事、人権・同和教育主任、養護教諭、担任、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

<活動>

- いじめの早期発見に関すること
- いじめ防止に関すること
- いじめ事案に対する対応に関すること 等

【第3】 本校におけるいじめ防止等のための取組

① いじめの未然防止

ア 児童へのいじめ防止の啓発

授業や特別活動等、学校生活全般で、いじめをなくすための話をしたり、児童同士が仲良くなるための活動をしたりします。また、市のいじめ撲滅スローガンを活用したり、スローガンづくりを学級で行ったりして、いじめ防止の意識を高めます。

イ 道徳教育、人権・同和教育及び特別活動の充実

いじめの防止や生命尊重に向けて、道徳教育や人権・同和教育を通して心を涵養し、人間関係をよりよく構築する観点から学級活動や児童会活動、体験活動などの内容を充実します。

ウ 傍観者を生まない集団づくり

「いじめゼロ月間」等を捉えて、児童がいじめを自分たちの問題として考え、主体的にいじめ防止等に取り組むように指導し、傍観者を生まない集団づくりに努めます。

エ インターネット等に関する指導・啓発

インターネットを通じて行われるいじめを防止するため、警察署等関係機関と連携して児童に対して情報モラルに関する指導を行うとともに、インターネット等の適切な利用について保護者への啓発を行います。

オ 保護者や地域への働きかけ

いじめ防止に向けて、PTAや地域の人と連携しながら、いじめの防止の取組を推進します。

② いじめの早期発見

ア 日常的な観察

すべての教職員が、児童が示す変化を見逃さないように努めます。

イ 「連絡帳」等を活用したいじめの把握

児童がいじめを訴えやすい体制を整えるため、「連絡帳」に三行日記を書かせる等、活用を工夫して、日々の学校生活や友人関係等の把握に努めます。

ウ アンケートの実施

いじめの実態を把握するため、月1回、観音寺市内共通の、いじめ実態把握のためのアンケート調査を実施します。そして、結果の集約・分析・対策の検討を行い、情報収集に努めます。

エ 校内委員会での情報交換

全職員でいじめに対応するために、各学級で気になる児童の様子や友達関係についての情報交換を定期的（月1回程度）に行います。

オ 教育相談体制の整備

児童の悩みを積極的に受け止めるため教育相談窓口の周知を児童及び保護者に行い、スクールカウンセラー等の専門家や教職員による教育相談を実施します。

③ いじめに対する措置

ア いじめを認知したときの対応

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めます。
- ・いじめを認知した教職員は一人で抱え込まず、情報を共有します。
- ・報告を受けたら、速やかに「いじめ防止対策委員会」を招集します。
- ・速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、事実関係を確認します。
- ・事実確認の結果は、被害・加害児童双方の保護者に連絡します。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署等に通報し、適切に援助を求めます。

イ いじめられた児童又はその保護者への支援

- ・いじめられた児童から、事実関係の聴き取りを行います。
- ・児童の個人情報の取扱い等、プライバシーに留意して対応します。
- ・家庭訪問や電話連絡等により、迅速に保護者に事実関係と今後の対応を伝えます。
- ・いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族等）と連携し、いじめられた児童に寄り添える体制をつくります。
- ・状況に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの協力を得ます。
- ・いじめられた児童を徹底的に守り通します。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行います。（少なくとも3か月以上）

ウ いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- ・いじめたとされる児童から事実関係の聴き取りを行います。
- ・児童の個人情報の取扱い等、プライバシーに留意して対応を行います。
- ・いじめがあったことが確認された場合、いじめをやめさせ、その再発防止に関する指導を行います。
- ・いじめた児童に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導します。
- ・いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を

脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるよう指導します。

- ・家庭訪問や電話連絡等により、迅速に保護者に事実関係と今後の対応を伝え、保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する助言を行います。
- ・いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、警察署及び児童相談所等と相談して対処します。

エ 学級全体への指導

- ・学級指導などを通して、いじめは絶対に許されない行為であることを指導します。
- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として考えるよう指導します。
- ・全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できる集団づくりに努めます。

④ いじめの解消

ア 解消していると判断する状態

- ・いじめに係る行為が止んでいる状態が、少なくとも3カ月は継続していること。
- ・いじめられた児童が、心身の苦痛を感じていないこと。

イ 解消していると判断後の対応

- ・いじめの再発する可能性があるため、常に危機意識を持ちます。
- ・いじめられた児童及びいじめた児童を、継続して、日常的に注意深く観察します。

【第4】 重大事態への対処

① 報告

いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や、いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合の重大事態を認知した場合は、速やかに観音寺市教育委員会への報告を行います。

② 調査

重大事態に対して、学校が主体となって調査を行う場合は、「粟井小学校いじめ防止対策委員会」を開催し、アンケート等の方法により重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行います。調査を行ったときは、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、この調査に係る重大事態の事実関係等の必要な情報を適切に提供します。

③ 事後

今後のいじめ防止のために、発生から事実並びに指導内容等を記録し、それをもとに、「粟井小学校いじめ防止対策委員会」で原因・対応について協議し、早期に教職員及び保護者で共有する場を設定します。

【第5】 教職員の指導力の向上

① 共通理解

観音寺市いじめ防止基本方針の3つ重点をもとに、いじめへの対応に係る具体的な指導上の留意点等について、校内研修や職員会議で周知を図り、普段から教職員の共通理解を図ります。

② 研修

「かがやく笑顔をとりもどすために」等の研修資料を活用して、いじめへの対応に係る教職員の指導力向上を図ります。

【第6】 基本方針の取扱

① 周知方法

策定及び改訂した基本方針は、保護者や地域住民が内容を確認できるように、粟井小ホームページで随時更新します。また改訂したことを、学校だより等で周知します。

② 周知の時期

策定及び改訂した基本方針は、入学前に入学児童保護者に説明します。また、各年度初めに、学年段階に応じて児童に説明するとともに、PTA総会において保護者に説明します。

③ 見直し

この基本方針は、実施状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

【第7】 その他

- ・粟井小学校いじめ防止基本方針は、平成27年 4月に策定
- ・粟井小学校いじめ防止基本方針は、平成28年 4月に一部改訂
- ・粟井小学校いじめ防止基本方針は、平成29年 4月に一部改訂
- ・粟井小学校いじめ防止基本方針は、平成29年 6月に一部改訂
- ・粟井小学校いじめ防止基本方針は、平成31年 1月に一部改訂
- ・粟井小学校いじめ防止基本方針は、令和 2年 4月に一部改訂
- ・粟井小学校いじめ防止基本方針は、令和 2年1 2月に一部改訂